

746
546

PROVERBS

大
日
本
聖
書
館

聖
舊
約

箴

言

行
濱
南
山
下
町
六
十
番

PUBLISHED
BY THE
BIBLE SOCIETIES' COMMITTEE
FOR JAPAN
1901.

021625-000-1

特61-878

箴言(旧約聖書)

エフ.パーロット/刊

M34

ABI-1532



特 61
878

PROVERBS

聖書
約

箴言

横濱市山下町六十番

大日本聖書館

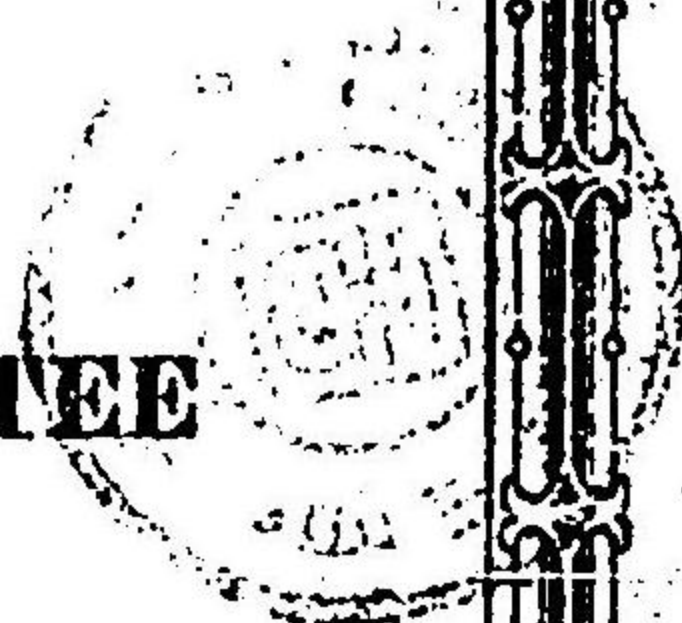
PUBLISHED

BY THE

BIBLE SOCIETIES' COMMITTEE

FOR JAPAN.

1901.



箴言

第二十章 戴維の子イダラエルの王ソロモンの箴言ニこの人に智慧と訓誨

とを授けしめ哲言を隠らせ三ととさ訓と公義と公平と正直とを授けしめ四

拙者にさとりを與へ少者に知識と謹慎とを得させん爲あり五智慧ある者

は之を聞いて學にす六み哲者と智略をうべし六人これによりて箴言と譬

喩と智慧ある者の言どりの隠語とを悟らん七エホバを畏るる者知識の

本なり、愚なる者は智慧と訓誨とを輕んず八我が子よ汝の父の教をさけ、

汝の母の法を棄るとなかれ九これ汝の首の美しき冠となり汝の項の妝飾

とあらん〇十わが子よ惡者なんぢを誘ふとも從ふことなかれ十二彼等あん

ぢにむかひて、請ふわれらと借にきたれ我儕まちぶせして人の血を流し

無辜ものを故なきに伏てねらひ十三陰府のごとく彼等を活たるまゝにて吞

み、壯健なる者を墳に下る者のごとくになさん十三われら各様のたふとき

財寶を乞、奪ひ取たる物をもて我儕の家に盈さん十四汝われらと借に籤を

十五 ひけ我儕をともの一の金囊を持べしと云ども 我が子よ彼等どもに途
 十六 を歩むこと亦かれ、汝の足を禁めてるの路にゆくこと勿れ 十六の彼らの
 十七 足の悪に趨り血を流さんとして急げ心あり 十七 (すべて鳥の眼の前にて羅を
 十八 張り徒勞あり) 十八 彼等とおのれの血のために埋伏し、おのれの命をふし
 十九 てねらふ 十九 凡て利を貪る者の途のかくの如し、是の持主をえて生命を
 二十 うしなごまむるなり 二十 智慧外に呼り徧に其聲をあげ 二十 熱闘しき所に
 二十一 さけび城市の門の口邑の中にうの言をのべていふ 三 なら拙者のつた
 二十二 赤きを愛し、嘲笑者のあざけりを樂み、愚なる者の智識を惡む 幾時ま
 二十三 でずや 三 わが督斥にまたがひて心を改めよ、視よわれ我が靈を汝らにう
 二十四 こぎ我が言をなんぢらに示さん 〇 三 われ呼たれども汝らこたへず、手を
 二十五 伸たれども顯る者なく 三 五 かへつて我がすべての勸告をすて、我が督斥を
 二十六 受ざりしに由り 三 六 われ汝らが禍災にあふとさ之を笑ひ、汝らの恐懼きた
 二十七 らんとき嘲るべし 三 七 これの汝らのおうれ颶風の如くきたり、汝らのはる

二八 び颶風の如くきたり、艱難とかなしみと汝らにきたらん時なり 三 八 うのど
 二九 き彼等われを呼ばん、然れどわれ應へじ、只管に我を求めん、されど我
 三〇 に遇じ 三 九 かれら知識を憎み又エホバを畏ることを悦ばず 三 十 わが勸告従
 三一 えず凡て我が督斥をいやしめたるによりて 三 一 己の途の果を食ひおのれの
 三二 策略に飽べし 三 三 拙者の違逆のおのれを殺し、愚なる者の幸福のおのれを
 三三 滅さん 三 三 されど我お聞もの 三 四 平穩に住ひかつ禍害にあふ恐怖なくして安
 然ならん
 三三 我が子よ汝りし我が言をうけ我が誠命を汝のこころに藏め 二 斯て
 三四 汝の耳を智慧お傾け汝の心をさとりおひけ 三 四 もし知識を呼求め聰明をえ
 三五 んど汝の聲をあげ 四 銀の如くこれを探り、秘れたる寶の如くこれを尋ね
 三六 汝エホバを畏ることを曉り神を知ることを得べし 六 六 のエホバの智
 三七 慧をあたへ、智識と聰明との口より出ればあり 七 かれの義人のために
 三八 聰明をたくはへ直く行む者の盾となる 八 九 の公平の途をたもちるの聖徒

九 九の途すぢを守りたまへばかり九斯て汝のつひに公義と公平と正直と一切
 十 の善道を曉らん十すぢのち智慧あんぢの心にいり知識あんぢの靈魂に樂
 十一 しからん十一謹慎なんぢを守り聰明なんぢをたもちて十二惡き途よりすくひ
 十二 虚偽をかたる者より救せん十三彼等の直き途をはなれて幽暗き路に行み十四
 十三 惡を行ふを樂み、惡者のいつとりを悦び十五の途のまがりうの行爲の邪
 十四 曲なり十明のまた汝を妓女より救ひ言をもて諂ふ婦より救せん十七彼の
 十五 わかき時の侶をすて、ろの神に契約せしことを忘るゝなり十八の家の死
 十六 に下り、ろの途の陰府に趣く十九凡てかれにゆく者の歸らず、また生命の
 十七 途に達らざるなり二十聰明汝をたもちてよき途に行ませ義人の途を守らし
 十八 めん三ろの義人の地にあがらへをり、完全者の地お止らん三されと惡者
 十九 の地より亡ばされ、悖逆者の地より拔さらるべし
 二十 **第三章**我が子よわが法を忘るゝなかれ、汝の心にわが誡命をまもれニさ
 二十一 らば此事は汝の日をながくし生命の年を延べ平康をなんぢに加ふべし
 二十二

四 仁慈と直實とを汝より離すことなかれ、之を汝の項にむすび、これを汝
 五 の心の碑にしるせ四さらばあんぢ神と人との前に恩寵と好名とを得べし
 六 汝こゝろを盡してエホバに倚頼め、おのれの聰明に倚るとなかれ六汝
 七 すべて途にてエホバをみどめよ、さらばなんぢの途を直きたまふべし
 八 自から看て聰明とする勿れエホバを畏れて惡を離れよ八これ汝の身に
 九 良薬とあり汝の骨に滋潤とあらん九汝の貨財と汝がすべての産物の初生
 十 をもてエホバをわがめよ十さらば汝の倉庫のみちて餘り、汝の酒醪の新
 十一 き酒にて溢れん〇我子よなんぢエホバの懲治をかるんずる勿れ、ろの
 十二 譴責を受けるを厭ふと勿れ十二ろれエホバはろの愛する者をいましめたまふ、
 十三 わだか父のろの愛する子を謹むるが如し十三智慧を求め得る人および聰
 十四 明をうる人の福なり十四ろは智慧を獲るの銀を獲るに愈り、ろの利の精金
 十五 よりも善けれなり十五智慧の眞珠よりも貴し、汝の凡ての財寶も之と比
 十六 ぶるに足らず十六其右の手に長壽あり、ろの左の手に富と尊貴とあり

十七 途の樂き途なり、ろの徑すぢは悉く平康し十八これの執る者に之生
 命の樹なり、之を持つもの福なり十九エホバ智慧をもて地をさため、聰明
 をもて天を置たまへり二十ろの知識によりて海洋のわきいで、雲は露をう
 くぐなり三我が子よこれらを汝の眼より離す勿れ、聰明と謹慎とを守れ
 三三然べこれの汝の靈魂の生命となり、汝の項の妝飾とならん三かくて汝
 やすらかに汝の途をゆかん、又あんなの足つまづかじ三四なんぢ臥とき怖
 るところあらず、臥ときと蹴く睡らん三五なんぢ粹然ある恐懼をおられ
 ず悪者の滅亡きたる時も之を怖るまじ三六ろのエホバの汝の倚頼むものに
 して汝の足を守りてとらされしめたまひざるべけれをなり三七汝の手善を
 なす力あらむ之を爲すべき者に爲さぶること勿れ三八もし汝に物あらば汝
 の鄰に向ひ去て復來れ明日われ汝に予へんといふなけれ 三九汝の鄰なんぢ
 の傍に安らかに居らむ之にむかひて惡を謀ること勿れ 四十人もし汝に惡を
 爲さずば故なく之と争ふと勿れ 三一暴虐人を羨むことなく、ろのすべての

三 途を好むすることなけれ 三ろの邪曲なる者はエホバに惡まるれむなり、
 三されど義者はろの親き者とせらるべし 三エホバの呪詛は惡者の家にあり、
 三四されど義者の室にかれにめぐまる 三彼は嘲笑者をあざけり、謙る者に恩
 惠をわたへたまふ 三五智者の尊榮をえ、愚なる者の羞辱之をとりざるべし
第四章 小子等よ父の訓をきけ、聰明を知らんために耳をかたむけよニわれ
 善教を汝らにさづくわが律を棄ることなけれ 三われも我が父に子にし
 て我が母の目に獨の愛子なりき 四父われを教へていへらく我が言を汝
 の心にきめ、わが誠命をまもれ、然らば生べし 五智慧をえ聰明をえよ、
 これを忘るくなかれ、また我が口の言に身をうむくるなかれ 六智慧をす
 つることなけれ彼なんぢを守らん、彼を愛せよ彼なんぢを保たん 七智慧
 は第一なるものなり、智慧をぬよ、凡て汝の得たる物をもて聰明をえよ
 八彼を尊とべ、さらば彼なんぢを高く擧げん、もし彼を懐かむ彼汝を尊
 榮からえめん 九かれ美き飾を汝の首に置き、榮の冠弁を汝に予ん 十我

十一 子がよきけ、我が言を納よ、さらば汝の生命の年おほからん十二 われ智慧
 の道を汝に教へ、義き徑筋に汝を導けり十三 歩くとき汝の歩の艱まず、趨
 るときも蹶かじ十三 堅く訓誨を執て離すこと勿れ、これを守れ、これの汝
 の生命なり十四 邪曲なる者の途に入るることなかれ、悪者の路をあゆむこと
 なかれ十五 これを避よ、過ること勿れ、離れて去れ十六 彼の等、惡を爲さ
 ざれば睡らず、人を蹶かせざれをいねず十七 不義のパンを食ひ暴虐の酒を
 飲めばなり十八 義者の途の旭光のごとし、いよ／＼光輝をまして晝の正午
 にいたる十九 悪者の途の幽冥のごとし、彼ららの躓くもの／＼なみなるを
 知るなり二十 わが子よ我が言をきけ、我が語るところに汝の耳を傾け
 よ二一 これを汝の目より離すこと勿れ汝の心のうちに守れ二三 是の之を得る
 もの／＼生命にしてまたらの全体の良薬なり二四 すべての探守べき物よりも
 まさりて汝の心を守れ、らの生命の流これよりいづればなり二五 虚偽の口
 を汝より棄さり惡き口唇を汝より遠くとなせ二六 汝の目の正視、汝の眼

二六 眼之汝の前を眞直に視るべし二七 汝の足の徑をかながはかり、汝のすべ
 ての途を直くせよ二七 右にも左にも偏ること勿れ汝の足を惡より離れしめ
 よ
 二八 我が子よわが智慧をきけ、汝の耳をわが聰明に傾け二九 之かしてな
 んぢ謹慎を守り汝の口唇に知識を保つべし三〇 娼妓の口唇之蜜を滴らし其
 口の脂よりも滑なり四 されど其終の茵陳の如くに苦く兩刀の劍のごとく
 に利し五 ろの足之死に下り、ろの歩之陰府に趣く六 彼の生命の途に入らず、
 其徑のさだかならねども自らこれを知ざるなり七 小子等よいま我にきけ、
 我が口の言を棄る勿れ八 汝の途を彼より遠く離れしめよ、其家の門に近
 くことなかれ九 恐く汝の榮を他人にわたし汝の年を憐憫なき者にわた
 すにいたらん十 恐く他人なんぢの資財によりて盈され、汝の勞苦之他
 人の家にあらん十一 終にいたりて汝の身なんぢの体亡ぶる時なんぢ泣悲て
 いせん十二 われ教をいどひ、心に譴責をかるんじ十三 我が師の聲をきかず我

十四 人を教ふる者に耳を傾けず、あつまりの中會衆のうちにては、どんと諸の惡に陥れり。○十五 汝おのれの水溜より水を飲み、おのれの泉より流るる水をのめ。十六 汝の流をはかに溢れしめ、汝の河の水を嚮に流れしむべけんや。十七 これを自己に歸せしめ、他人をして汝と偕に之に與らしむること勿れ。十八 汝の泉に福祉を受しめ、汝の少き時の妻を樂め。十九 彼の愛くしき鹿のごとく、美しき鹿の如し、その乳房をもて常にたれりとし、その愛をもて常によるこべ。二十 我子よ何なれむあろびめをたのしみ淫婦の胸を懷くや。二十一 人の途にエホバの目の前にあり、彼のすべて其行爲を量りたまふ。○二十二 惡者おのれの愆にどらへられ、その罪の繩に繋る。○二十三 彼の訓誨なきによりて死、その多の愚なることに由りて亡ぶべし。

第二十章 我子よ汝もし朋友のために保証をなし、他人のために汝の手を柏になり。○一 我子よ汝友の手に陥りしあらば、斯して自ら救へ、すなわち往て

四 自ら謙だり只管なんぢの友に求め、汝の目をして睡らしむることなく、汝の眼瞼をして閉しむること勿れ。○五 かりうどの手より鹿のものがるゝごとく、鳥どる者の手より鳥のものがるゝ如くしてみづからを救へ。○六 惰者よ蟻にゆき其爲すところを觀て智慧をえよ。七 蟻の首領亦く有司亦く君王なれば、冬も夏のうちには食をうなへ、收穫のときに糧を斂む。八 惰者よ汝いづれの時まで臥息むや、いづれの時まで睡りて起ざるや。九 爰はらく臥し爰はらく睡り手を叉きてまた片時やすむ。○十 さらば汝の貧窮の盜人の如くきたり、汝の缺乏の兵士の如くきたるべし。○十一 邪曲なる人あしき人の虚偽の言をもて事を行ふ。十二 彼の眼をもて胸せし、脚をもてしらせ、指をもて示す。十三 其の心に虚偽をたもち、常に惡をはかり、争端を起す。十四 此の故にその禍害に之かに來り、援助なくして立刻に敗らるべし。○十五 エホバの憎みたまふもの六あり、舌ろの心に嫌ひたまふもの七あり。○十六 即ち驕る目、いつはりといふ舌、つみなき人の血を流す手。十七 惡き謀計をめぐらす心、すみやかあ

十二 家に止らず十二あるとき、欄にあり、或時ひろむにあり、すみたくに
 十三 たらて人をうかふ十三この婦かれをひきて接吻し、恥しらぬ面をもてい
 十四 ひけるの十四われ酬恩祭を獻げ今日すでにわが誓願を償せり十五これにより
 十五 て我なんぢを迎へんとていで汝の面をたづねて汝に逢へり十六わが榻に
 十六 美しき褥およびエジプトの文桌をしき十七没薬蘆薈桂皮をもて我が榻に
 十七 けり十八來れわれら詰朝まで情をつくし愛をかよはして相なぐさめん十九
 十八 夫の家にあらず遠く旅立して二十手に金囊をどれり、望月あらでい家
 十九 に歸らじと二二多の婉言をもて惑えし、口唇の諂媚をもて誘へば三
 二十 かし人たゞちにこれに隨へり、おだか牛の宰地にゆくが如く、愚かな
 二十一 者の桎梏をかけらるゝ爲にゆくが如し三三遂に矢の肝を刺さん、鳥
 二十二 の速かに羅にいりてその生命を喪ふに至るを知らざるがごとし三四小子等よ
 二十三 いま我にさけ、我が口の言に耳を傾けよ三五なんぢの心を淫婦の道にかた
 二十四 むくること勿れ、またこれが徑に迷ふこと勿れ二六ろと彼の多の人を傷つ

二七 けて仆せり、彼に殺されたる者多かる二七ろの家、陰府の途にして死の
 二八 室に下りゆく
 二九 **第八章** 智慧の呼えらざるか、聰明の聲を出さざるか二彼路のほとりの
 三十 高處また街衢のなかに立ち三邑のもろくの門、邑の口および門々の入
 三十一 口にて呼はりいふ四人々よ、われ汝をよび、我が聲をもて人の子等をよ
 三十二 ぶ五拙き者よなんぢら聰明に明らかなれ、愚かある者よ汝ら明らかなる
 三十三 心を得よ六汝さけ、われ善事をかたらん、わが口唇をひらきて正事をい
 三十四 ださん、七我が口の眞實を述べ、わが口唇のあしき事を憎むなり八わが
 三十五 口の言のみな義し、ろのうちに虚偽と奸邪とあることなし九是みな智者
 三十六 の明かにするところ智識をうる者の正とするところなり十あんなら銀を
 三十七 うくるよりの我が教をうけよ、精金よりもむしろ智識をえよ十一ろれ智慧
 三十八 の眞珠に愈れり、凡の寶もこれに比ぶるに足らず十二われ智慧の聰明をす
 三十九 みかとし、知識と謹慎にいたる十三エホバを畏るゝとの惡を憎むことなり、

十 我の傲慢と驕奢、悪道と虚偽の口とを憎む、謀略と聰明の我にあり、我
 十一 了知なり、我の能力あり、我に由て王者の政をなし、君たる者の義を
 十二 律をたて、我によりて主たる者および牧伯たちなどすべて地の審判人の
 十三 世ををさむ、我を愛する者の我これを愛す、我を切にもとむるもの
 十四 我に遇ん、富と榮と、我にあり、貴き寶と公義とも亦然り、わが果の金
 十五 よりも精金よりも愈り、わが利と精銀よりもよし、我の義き道にあゆみ
 十六 公平なる路徑のちかを行む、これ我を愛する者に貨財をえさせ、又の庫
 十七 を充ちめん爲あり、エホバにしへ其御わざをさしうめたまへる前に
 十八 の道の始として我をつくりたまひき、永遠より、元始より、地の有ざり
 十九 し前より我の立られ、いまだ海洋あらず、いまだ大なるみづの泉あらず
 二十 りしとき我すでに生れ、山いまださだめられず、陵いまだ有ざりし前に
 二十一 我すでに生れたり、即ち神いまだ地をも野をも地の塵の根元をも造りた
 二十二 まどざりし時なり、かれ天をつくり、海の面に穹蒼を張たまひしとき我

一 かしこに在き、彼らへに雲氣をかたく定め淵の泉をつよくならせ、海
 二 への限界をたて、水をしての岸を踏ざらしめ、また地の基を定め、た
 三 まへるどき、我の傍らにありて創造者となり、日々に欣び、恒にう
 四 の前に樂み、その地にて樂み、又世の人を喜べり、されば小子等よ、我
 五 にさけわが道をまもる者の福あり、教をききて智慧をえよ、之を棄る
 六 ことなかれ、凡る我にきき、日々わが門の旁らにまち、わが戸口の柱の
 七 わきにたつ人の福ひなり、我を得る者の生命をえ、エホバより恩寵を
 八 獲ればなり、我を失ふもの、自己の生命を害ふすべて我を惡むもの、死
 九 を愛するなり

第九章 智慧の家の家を建て、七の柱を欣成し、その畜を宰り、その酒
 を混和せ、その筵をうなへ、その婢女をつかはして、邑の高處に呼はり、い
 しむ、拙者よ、ここに來れど、また智慧なき者、いふ、汝等きたりて、我が
 糧を食ひ、わがませあひせたる酒をのみ、拙劣をすて、生命をえ、聰明

七 のみちを行め〇七 嘲笑者をいましむる者の恥を己にえ、悪人を責る者の疵を己にえん 八 嘲笑者を責ることなかれ、恐く彼なんぢを悪まん、智慧ある者をせめよ、彼なんぢを愛せん 九 智慧ある者に授けよ彼ますますす智慧をえん、義者を教へよ彼の知識に進まん 十 エホバを畏るゝことは智慧の根本あり聖者を知るゝ聰明なり 十一 我によりて汝の日の多くせられ、汝のいのちの年と増べし 十二 汝もし智慧あらば自己のために智慧あるなり、汝もし嘲らば汝ひとり之を負ん 〇 十三 愚なる婦の嘩しく且つたなくして何事をも知らず 十四 家の門に坐し、邑のたかき處にある坐にすわり 十五 道をますぐに過る往來の人を招きていふ 十六 拙者よこゝに來れど、また智慧なき人にむかひていふ 十七 竊たる水の甘く、密かお食ふ糧の美味ありと 十八 彼處にある者を死し者、ろの客の陰府のふかき處にあることを是等の人に知らざるあり

箴言十章一節 ノロモンの箴言〇智慧ある子の父を欣ばす、愚なる子の母の憂な

三二 り、二 不義の財は益なし、されど正義の救ひて死を脱かれまむ 三 エホバの義者の靈魂を饑しめず、悪者ありの欲するところを得ざらしむ、四 手をものうくして動くもの貧くなり、勤めたらしく者の手の富を得、五 夏のうちに斂むる者の智き子なり、収穫の時にねむる者の辱をきたす子なり、六 義者の首に福祉きたり、悪者の口の強暴を掩ふ、七 義者の名の讚られ、悪者の名は腐る、八 心の智き者の誠命を受く、されど口の頑愚なる者の滅さる、九 直くあゆむ者のろのあゆむこと安し、されどろの途を曲る者の知るべし、十 眼をもて胸せする者を愛をおこし、口の頑愚なる者の亡さる、十一 義者の口の生命の泉なり、悪者の口の強暴を掩ふ、十二 怨恨の争端をおこし、愛のすべての徳を掩ふ、十三 哲者のくちびるに智慧あり、智慧なき者の背のために鞭あり、十四 智慧ある者の知識をたぐとふ、愚かなる者の口はいまにも滅亡をきたらす、十五 富者の貨財はろの堅き城なり、貧者のともしきろのはるびなり、十六 義者の動作は生命

十七 にいたり、悪者の利得の罪にいたる、^{十七} 教をまもる者は生命の道にあり、
 懲戒をすつる者之あやまりにおちいる、^{十八} 怨をかくす者に虚偽のくち
 十九 びるあり、誹謗をいだす者之愚かなる者あり、^{十九} 言おはければ罪なきこ
 二十 どあたえず、ろの口唇を禁むるもの智慧あり、^{二十} 義者の舌の精銀のこ
 二十一 どし、悪者の心の價すくなし^{二十一} 義者の口唇のおほくの人をやしなひ、愚
 二十二 なる者は智慧なきに由て死ぬ、^{二十二} エホバの祝福之人を富す、人の勞工の
 二十三 これに加ふるところなし、^{二十三} 愚かなる者の悪をなすを戯れごとのごとく
 二十四 す、智慧のさどかる人にとりても是のごとし、^{二十四} 悪者の怖るところを
 二十五 自己にきたり、^{二十五} 義者のねがふところのわたへらる、^{二十五} 狂風のすぐるとき
 二十六 悪者の無に歸せん、^{二十六} 義者の窮なくたもつ基のごとし、^{二十六} 惰る者のこれを
 二十七 遣すものに於るの酢の齒に於るが如く煙の目に於るが如し、^{二十七} エホバを
 二十八 畏ること人の日多くす、^{二十八} されど悪者の年たちめらる、^{二十八} 義者の
 二十九 望の喜悦にいたり、^{二十九} 悪者の望の絶べし、^{二十九} エホバの途に直者の城となり、

三十 悪を行なふもの滅亡となる、^{三十} 義者の何時までも動かされず、悪者の
 三十一 地に住ことを得じ、^{三十一} 義者の口の智慧をいだすあり、^{三十一} 虚偽の舌の抜るべ
 三十二 し^{三十二} 義者のくちびるの善むるべきことをわさまへ、^{三十二} 悪者の口のいつはり
 を語る

第十一章 一つはりの權衡のエホバに悪まれ義しき砵碼の彼に欣ぶる^一 驕
 二 傲きたれば辱も亦きたる、^二 謙だる者に智慧あり、^二 直者の端莊の己を
 三 導びき、^三 悖逆者の邪曲の己を亡ぼす^三 寶の震怒の日に益なし、^三 されど正
 四 義の救ふて死をまぬかれまむ、^四 完全者のろの正義によりてろの途を直
 五 くせられ、^五 悪者のろの悪によりて跌るべし、^五 直者のろの正義によりて
 六 救われ^六 悖逆者の自己の悪によりて執へらる、^六 悪人の死るときにその望
 七 たへ、^七 不義なる者の望もまた絶べし、^七 義者の艱難より救れり、^七 悪者の
 八 これに代る、^八 邪曲ある者の口をもてその鄰を亡ぼす、^八 されど義しき者
 九 いろの知識によりて救ひる、^九 義しきもの幸福を受けろの城邑に歡喜

十一 あり、悪きもの亡ぶるれば、歡喜の聲おこる、十二 城邑の直者の祝ふに倚て
 高く擧られ、悪者の口によりて亡ぶる、十三 隣の侮る者の智慧なし、
 十四 聰明人の口の口を噤む、十三 往て人の是非をいふ者の密事を洩し、心の忠
 信なる者の事を隠す、十四 はかりごとなければ、民たふれ、議士多ければ平
 安なり、十五 他人のために保証をなす者の苦難をうけ、保証を嫌ふ者の平
 安なり、十六 柔順なる婦の榮譽をえ、強き男子の資財を得、十七 慈悲ある者の
 己の靈魂に益をくえ、残忍者のおのれの身を擾す、十八 悪者の獲る報
 いむなし、義を播もの得る報賞の確し、十九 堅く義をたもつ者の生命
 にいたり、悪を追もどむる者のおのれの死をまねく、二十 心の戻れる者の
 エホバに憎まれ、直く道を歩む者の彼に悦ぶる、二十一 手お手をあつると
 も悪人の罪をまぬかれず、義人の苗裔の救を得、二十二 美しき婦のつゝしみ
 なさの金の環の豕の鼻にあるが如し、二十三 義人のねがふところを凡て福祉
 にいたり、悪人のねがふところは震怒にいたる、二十四 はどこし散して反り

二十五 て増ものあり與ふべきを吝みてかへりて貧しきにいたる者あり、二十六 施與
 を好むもの肥え人を潤はす者のまた利潤をうく、二十七 穀物を藏めて糶ざ
 る者の民に誼ある然と售る者の首の祝福あり、二十八 善をもどむる者の恩
 恵をえん、悪をもどむる者に悪き事をたらん、二十九 おのれの富を恃むも
 のの休れん、されと義者の樹の青葉のごとくさかえん、三十 おのれの家を
 くるしむるもの風をえて所有とせん愚なる者の心の智きもの僕とな
 らん、三十一 義人の果は生命の樹なり、智慧ある者の人を捕ふ、三十二 義人す
 らも世にありて報をうくべし、況て悪人と罪人とをや

訓誨を愛する者は 知識を愛す、懲戒を惡むもの畜のごとし、
 二 善人はエホバの恩寵をうけ、悪き謀略を設くる人のエホバに罰せらる、
 三 人の惡をもて堅く立ことあたえず、義人の根は動くことなし、四 賢き
 婦の夫の冠弁なり、辱をきたらする婦の夫をしてりの骨に腐あるが
 如くあらむ、五 義者のおもひの直し、悪者の計るところは虚偽あり、

六 悪者の言の人の血を流さんどて伺ふ、されど直者の口の人の人を救ふなり、
 七 悪者はたふされて無ものとならん、されど義者の家の立べし、八 人の
 九 の聰明に乏たがひて譽られ、心の悖れる者の藐めらる、九 卑賤して乏
 十 もべある者の自らたかぶりて食に乏き者に愈る、十 義者の畜の生命
 十一 を顧みる、されど悪者の残忍をもてるの憐憫とす、十一 おのれの田地を耕
 十二 すものは食にあく、放蕩ある人に乏たがふ者の智慧なし、十二 悪者のあし
 十三 き人の獲たる物をうらやみ、義者の根は芽をいだす、十三 悪者のくちびる
 十四 の愆よりて罟に陥る、されど義者の患難の中よりまぬかれいでん、十四
 十五 人の口の徳よりて福祉に飽ん、人の手の行為の人の身にかへ
 十六 るべし、十五 愚なる者のみづからうの道を見て正しとす、されど智慧ある
 十七 者のすくめを容る、十六 愚なる者のたふちに怒をあらわし智きもの恥を
 十八 つくむ、十七 直實をいふもの正義を述べ、いつのりの証人は虚偽をいふ
 十九 妄りに言をいだし剣をもて刺がごとくする者あり、されど智慧ある者

十九 の舌の人をいやす、十九 直理をいふ口唇の何時までも存つ、されど虚偽を
 二十 いふ舌はたふ暖息のあひだのみあり、二十 悪事をはかる者の心には欺詐あ
 二十一 り、和年を議る者に歡喜あり、二十一 義者に何の禍害も來らず、悪者の
 二十二 わざはひをもて充さる、二十二 いつはりの口唇はエホバに憎まれ、直實をお
 二十三 こなふ者の彼に悦べる、二十三 賢人の知識をかくす、されど愚ある者はこ
 二十四 ろの愚かなる事を述べ、二十四 勤をたらく者の手の人ををさむるにいたり、
 二十五 情者の人に服ふるにいたる、二十五 うれひ人の心にわれべ之を屈ます、され
 二十六 ど善言のこれを樂します、二十六 義者の友に道を示す、されど悪者の自
 二十七 から途にまよふ、二十七 情者のおのれの獵獲たる物をも燐す、勉めはたらく
 二十八 こと人の貴とさ寶なり、二十八 義しき道に生命あり、その道すぢに死
 二十九 なじ

三十一 **第二十三章** 智慧ある子の父の教訓をさく、戲謔者の懲治をさかず、二人の
 三十二 口の徳によりて福祉をくらひ、悖逆者の靈魂の強暴をくらふ、三十三

四 口の守る者くちまもりのうの生命いのちを守る、うの口唇くちびるを大きくひらく者ものに滅亡ほろびきたる、
 五 惰おこたる者もののころに慕たへとも得うることなし、勤つとめたら者ものの心こころの豊饒ゆたかなり、
 六 義者たてまじものの虚偽いつはりの言ことばをにくみ悪者あしきもののえぢをかうむらせ面かほを赤あかくせしむ、
 七 義ぎの道みちを直ただくわゆむ者ものをまもり、悪あくの罪人つみびとを倒たふす、
 八 自みづから富とみりといひあらして些少すこしの所有もちものもなき者ものあり、自みづから貧まうしと稱となへて資財たから財ちおほき者ものあり、
 九 人の資財たからのうの生命いのちを贖あがなふものとなるあり、然されと貧まう者ものの威嚇おびやかをさくことわらず、
 十 義者たてまじものの光ひかりの輝かがやき、悪者あしきものの燈火とももしのけさる、
 十一 驕傲たかぶりのたゞ争端あらそひを生おこす、勸告いさめをさく者ものの智慧ちえあり、
 十二 詭詐いつはりをもて得えたる資財たからの減へる、されど手てをもて聚あつめたくとふる者もののこれを増ますことを得うる、
 十三 望のぞみを得うること遅おそきときと心を疾はやめ、願ねがふ所既ところまでにとぐるときいのちの生命いのちの樹きを得えたるがごとし、
 十四 御言みことばをかるんずる者ものの亡ほろされ、誠分いましめをおろる者ものの報賞むくいを得う、
 十五 智慧ちえある人の教訓おしへのいのちの泉いづみなり、能よく人をまて死あの苦くを脱のがれまむ、
 十六 善ぜんにして哲さとしきもの恩めぐみを蒙かうむる、されど悖逆もとれるもの者の途みち

十六 艱難なやみなり、
 十七 凡おほく賢者かしこものの知識ちしきに由よりて事ことをおこなひ、愚おろかなる者もののおのれの痴おろかを顯あらはす、
 十八 悪あしき使者つかひの災禍わざはひに陥おちる、されど忠信ちうしんなる使者つかひの良藥くすりの如ごとし、
 十九 貧乏へんぱふと恥辱はづかしめとの教訓おしへをすつる者ものにきたる、されど譴責いっしきを守る者ものは尊たよむる、
 二十 望のぞみを得うれば心に甘あまし、愚おろかなる者ものは悪あくを棄すつることを嫌きらふ、
 二十一 智慧ちえある者ものと借かにおゆむもの智慧ちえをえ愚おろかなる者ものの友ともとなる者もののあしくなる、
 二十二 わざはひの罪人つみびとを追おひ、義者たてまじものの善報よきむくをうく、
 二十三 善人よきひとのうの産業さんげふを子孫こそんに遺のこす、されど罪人つみびとの資財たからの義者たてまじもののために蓄たくはへらる、
 二十四 貧乏へんぱふ者ものの新田あたらしにいおほくの糧かてあり、されど不義ふぎによりて亡ほろぶる者ものあり、
 二十五 鞭むちをくはへざる者もののうの子こを憎にくむなり子こを愛あいする者もののまきりに之これをいましむ、
 二十六 義たてしき者ものの食たよくをえて飽あく、されど悪者あしきものの腹はらの空むなし
第十四章 智慧ちえある婦人おんなの家いへをたて、愚おろかなる婦人おんなのおのれの手てをもて之これを毀こぼつ、
 二 直ただくわゆむ者もののエホバを畏おそれ曲まがりてわゆむ者もののこれを侮あなざる、
 三 愚おろかなる者ものの口くちびるにいろの傲はこりのために鞭むち答こたへあり、智者ちえものの口唇くちびるのおのれを守まも

四 牛なければ飼養倉むなし、牛の力によりて生産る物おほし、五 忠信
 の証人のいつはらず、虚偽のあかしびどの謊言を吐く、六 嘲笑者の智慧
 を求めどもえず、哲者の知識を得ること容易し、七 汝おろかなる者の前
 を離れされ、つひに知識の彼にあるを見ざるべし、八 賢者の智慧のおの
 れの道を曉るにあり、愚なる者の痴の欺くにあり、九 おろかなる者は罪
 をかるんず、されど義者の中に恩恵あり、十 心の苦みの心みづから知る、
 十一 のよるこびに他人あづからず、十二 悪者の家の亡され、正直き者の慕
 屋のさかゆ、十三 人のみづから見て正しとする途にしての終つひに死
 にいたる途となるものあり、十四 笑ふ時にも心に悲あり、歡樂の終に憂わ
 り、十五 心の怖れる者のおのれの途に飽ん、善人もまた自己に飽ん、十六 拙
 者のすべての言を信ず、賢者のろの行を慎む、十七 智慧ある者の怖れて悪
 をとなれ、愚なる者のたかぶりて怖れず、十八 怒り易き者の愚なることを
 行ひ、悪き謀計を設くる者の悪まる、十九 拙者の愚なる事を得て所有とな

十九 し、賢者の知識をもて冠弁となす、二十 悪者の善者の前に俯伏し、罪ある
 者の義者の門に俯伏す、二十一 貧者のろの鄰にさへも悪まる、されど富者を
 愛する者はおほし、二十二 の鄰を藐むる者の罪あり、困苦者を憐むもの
 幸福あり、二十三 悪を謀る者の自己をわやまるにあらずや、善を謀る者に
 憐憫と眞實とあり、二十四 すべての勤勞に利益あり、されど口唇のすることを
 貧乏をきたらすのみあり、二十五 智慧ある者の財寶のろの冠弁となる、
 二十六 愚なる者のおろかいた痴なり、二十七 眞實の証人のいのちを救ふ、謊
 言を吐く者の偽人なり、二十八 エホバを畏るゝことの堅き依頼あり、ろの兒
 輩の逃避場をうべし、二十九 エホバを畏るゝことの生命の泉なり、人を死の
 害より脱れしむ、三十 王の榮の民の多きにあり、牧伯の衰敗の民を失ふに
 あり、三十一 怒を遅くする者の大なる知識あり、氣の短き者の愚あることを
 顯す、三十二 心の安穩なるの身のいのちなり媚嫉の骨の腐なり、三十三 貧者を虐
 ぐる者のろの造主を侮るなり、彼をうやまふ者の貧者をあはれむ、三十四 惡

三 者のろの悪のうちにて亡され、義者のろの死ぬる時にも望あり、三 智慧
 四 者の心にとどまり、愚なる者の裏にある事あらなる、三 義の國を
 五 高くし、罪の民を辱しむ、三 さとさ僕王の恩を蒙り、辱をきたらす
 者ろの震怒にあふ

二一 柔らかなる答の憤恨をどめ、厲し言の怒を激す、二 智慧あ
 三 る者の舌の知識を善きものとおもひえめ、愚なる者の口のおろかをそく
 四 エホバの目の何處にもありて悪人と善人とを鑿みる、四 溫柔舌の生
 五 命の樹なり、憚れる舌の靈魂を傷ましむ、五 愚なる者のろの父の訓をか
 六 ろんず、誠命をまもる者の賢者なり、六 義者の家には多くの資財あり、
 七 愚者の利潤に擾累あり、七 智者のくちびるの知識をひろむ、愚なる者
 八 の心は定りなし、八 愚者の祭物のエホバに憎まれ直き人の祈に彼に悦
 九 る、九 愚者の道のエホバに憎まれ、正義をもとむる者の彼に愛せらる、
 十 道をよなる者に厳し懲治あり、謹責を惡むもの死ぬべし、十一

十二 陰府と沉淪とのエホバの目の前にあり況て人の心をや十二 嘲笑者の誠めら
 十三 ることを好まず、また智慧ある者に近づかず、十三 心に喜樂あれば顔色
 十四 よろこべし、心に憂苦あれば氣ふさぐ十四 哲者のこころの知識をたづね、
 十五 愚なる者の口の愚をくろふ、十五 艱難者の日のことしく悪く心の權べる
 十六 者の恒に酒宴にあり、十六 すこしの物を有てエホバを畏るる多の寶をも
 十七 ちて擾煩あるに愈る、十七 蔬菜をくらひて互に愛するの肥たる牛を食ひて
 十八 互に恨むるに愈る、十八 憤はり易きもの争端をおこし、怒をおろくする
 十九 者の争端をどとむ、十九 情者の道の棘の籬に似たり、直者の途の平坦あり、
 二十 智慧ある子の父をよろこべせ、愚なる人の母をかるんず、二 無知
 三 なる者の愚なる事をよろこび哲者のろの途を直くす三 相議ることあらざ
 四 れば謀計やぶる議者おほければ謀計かならず成る、三 人の口の答に
 五 よりて喜樂を得言語を出して時に適ふいかに善らずや、四 智人の途の
 六 生命の路にして上へ昇りゆく、これ下にあるところの陰府を離れんが爲

二五 なり、二五 エホバのたかぶる者の家をほろぼし、寡婦の地界をさだめたまふ、二六 あしき謀計の**エホバ**に憎まれ、溫柔き言は潔白し二七 不義の利をむさばる者の家の家をわすらはせ、賄賂をにくむ者の活ながらふべし、二八 義者の心の答ふべきことを考へ、悪者の口の悪を吐く、二九 エホバの悪者に遠ざかり、義者の祈禱をさくらたまふ、三十 目の光の心をよろこばせ、好音信の骨をうるはず、三一 生命の誠命をさくところの耳の智慧ある者の中に駐まる、三二 教をすつる者の自己の生命をかるんずるなり、懲治をさく者の聰明を得、三三 エホバを畏るゝことと智慧の訓なり、謙遜の尊貴に先だつ、

二一 **箴言** 心に謀るところの人あり、舌の答の**エホバ**より出づ、二人の途におのれの目にことごとく潔しと見ゆ、惟**エホバ**靈魂をはかりたまふ、三 なんぢの作爲を**エホバ**に託せよ、さらば汝の謀るところ必らず成べし、四 **エホバ**のすべての物をおのゝうの用のために造り、悪人をも悪き日

五 のために造りたまへり五すべて心たかぶる者の**エホバ**に悪まれ、手に手をあつするとも罪をまぬかれじ、六 憐憫と眞實とによりて愆の贖はる、七 **エホバ**を畏るゝことによりて人悪を離る、七 **エホバ**もし人の途を喜ばるの人の敵をも之と和がしむべし、八 義によりて得たるところの僅少なる物は不義によりて得たる多の資財にまさる、九 人の心におのれの途を考へてかる、されどその步履を導くもの**エホバ**あり、十 王のくちびるに神のさびさわり、審判するときその口わやまる可らず、十一 公平の權衡と天秤との**エホバ**のものなり、囊にある砵碼もことごとく彼の造りしものなり、十二 悪をおこなふことと王の憎むところなり、是の位の公義によりて堅く立べなり、十三 義しき口唇の王によるこぼる、彼等の正直をいふものを愛す、十四 王の怒の死の使者のごとし、智慧ある人のこれをなだむ、十五 王の面の光に生命あり、その恩寵の春雨の雲のおとし、十六 智慧を得るの金をうるよりも更に善らずや、聰明をうるの銀を得るよりも

十七 望まし、十七 惡を離るゝの直き人の路なり、おのれの道を守るは靈魂を守
 十八 驕傲の滅亡にさきだち、誇る心の傾跌にさきだつ十九 卑き者に
 交りて謙だるい驕ぶる者と偕にありて贓物をわかつに愈る、二十 慎みて
 御言をおこなふ者の益をうべし、エホバに倚頼むもの福ひなり、二十一
 智慧あれば哲者と稱へらる、くちびる甘ければ人の知識をます、二十二
 哲のこれを持つものに生命の泉となる、愚なる者をいましむる者のおの
 れの痴是なり、二十三 智慧ある者の心のおのれの口ををしへ、又おのれの口
 唇に知識をます、二十四 ころよき言は蜂蜜のごとくにして靈魂に甘く骨に
 良薬となる、二十五 人の自から見て正しとする途にしてろの終つひに死に
 いたる途となるものあり、二十六 勞をるもの飲食のために骨をる、是の
 口おのれに迫ればなり、二十七 邪曲ある人の惡を掘る、ろの口唇に烈しき
 火のごときものあり、二十八 いつはる者はあらうひを起し、つげぐちする者
 は朋友を離れしむ、二十九 強暴人の隣のいざなひ之を善らざる途にみち

三十 びく三十 ろの目を閉て惡を謀り、ろの口唇を盛めて惡事を成遂ぐ、三十一 白髪
 は榮の冠弁なり、義しき途にてこれを見ん、三十二 怒を遅くする者の勇士に
 愈り、おのれの心を治むる者の城を攻取る者に愈る三十三 人の籤をひく、さ
 れど事をさだむるの全くエホバにあり、
 三十四 陸じうして一塊の乾けるパンあるのあらうひありて宰れる畜の
 盈たる家に愈る、三十五 かしこき僕の恥をきたらす子茂をさめ、且ろの子
 の兄弟の中にありて産業を分ち取る、三十六 銀を試むる者の坍塌、金を試る
 者の鑑、人の心をこころむる者のエホバなり、三十七 惡を行ふもの虚偽の
 くちびるにさく、虚偽をいふ者のあしき舌に耳を傾ぐ、三十八 貧人を嘲る
 者のろの造主をわなだるなり、人の災禍を喜ぶもの罪をまぬかれず、
 三十九 孫の老人の冠弁あり、父の子の榮あり、四十 勝れたる事をいふの愚なる
 人に適はず、況て虚偽をいふ口唇の君たる者に適はんや、四十一 贈物のこれ
 を受る者の目には貴き珠のごとし、ろの向ふところにて凡て幸福を買ふ、

九 愛を追求むる者の人の過失をおほふ、人の事を言ふる者の朋友を
 十 ひ離れしむ、十一句の誠命の智人に徹るの百回扑つことの愚なる人に徹
 十一 るよりも深し、十二 叛きもどる者のたゞ悪きことのみをもとむ、此故に彼に
 十二 ひかひて残忍ある使者遣はさる、十三 愚なる者の愚妄をなすにあんより
 十三 の寧ろ子をどられたる牝熊にあへ、十三 悪をもて善に報ゆる者の悪うの家
 十四 を離れし、十四 争端の起源の堤より水をもらすに似たり、この故にあらうひ
 十五 の起らざる先にこれを止むべし、十五 愚者を義とし義者を悪しとするこの
 十六 二の者のエホバに憎まれる、十六 愚なる者のすでに心なし、何ぞ智慧をか
 十七 んどて手にうの價の金をもつや、十七 朋友のいづれの時にも愛す、兄弟の
 十八 危難の時のために生る、十八 智慧なき人の手を拍てうの友の前にて保證をな
 十九 す、十九 争端をこのむ者の罪を好み、うの門を高くする者の敗壞を求む、二十
 二十 邪曲ある心ある者のさいひを得ず、うの舌をみだりにする者のわづら
 二十一 ひに陥る、二十 愚なる者を産むもの、自己の愛を生じ愚ある者の父の喜樂

三三 を得ず、三三 心のたのしみ良薬なり靈魂のうれひの骨を枯す、三三 愚者の
 三四 人の懐より賄賂をうけて審判の道をまぐ、三四 智慧の哲者の面のまへにあ
 三五 り、されど愚なる者の目を地の極にうくぐ、三五 愚なる子のうの父の愛ど
 三六 なり、亦これを生る母の煩勞となる、三六 義者を罰するの善ならず、貴き者
 三七 をうの義さがために扑の善ならず、三七 言を穿くする者の知識あり心の静か
 三八 る者の哲人なり、三八 愚なる者も黙するどさの智慧ある者と思はれ、うの
 三九 口唇を閉るとさの哲者とおもはるべし
 一 箴言第十八章 自己を人と異にする者のおのれの欲するところのみを求めてす
 二 べての善き考察にもとる、二 愚なる者の明哲を善はず、惟おのれの心意
 三 を顯すことを喜ぶ、三 愚者きたれば藐視たがひてきたり、恥きたれば
 四 凌辱もどもに來る、四 人の口の言の深水の如し、湧てながる川、智慧
 五 の泉なり、五 愚者を偏視るは善ならず、審判をなして義者を悪しとするも亦
 六 善ならず、六 愚なる者の口唇のあらうひを起し、うの口の打ること招

七、愚なる者の口のおのれの敗壞となり、口の唇のおのれの靈魂の罟
 となる、八、人の是非をいふもれの言いたぶれのごとしといへども反つ
 て腹の奥にいる、九、うの行爲をおこたる者の滅すもれの兄弟なり、十、エ
 ホバの名のかたき櫓のごとし、義者の之に走りいりて救を得、十一、富者の
 資財のうの堅き城なり、これを高き石垣のごとくに思ふ、十二、人の心のた
 かぶりの滅亡に先だち、謙遜いたふとまるる事にさきたつ、十三、いまだ事
 をさかざるさきに應ふる者の愚にして辱をかうぶる、十四、人の心の尙其疾
 を忍ぶべし、されど心の傷める時の誰かこれに耐んや、十五、哲者の心の知
 識をえ、智慧ある者の耳の知識を求む、十六、人の贈物のうの人のために道
 をひらき、かつ貴きものれ前にこれを導く、十七、先に訴訟の理由をのぶる
 ものの正義に似たれどもうの隣人きたり詰問ひてうの事を明かにす、十八
 籤の争端をどめ且つよきものゝ間にへだてとなる、十九、怒れる兄弟のか
 たき城にもまさりて説き伏せがたし、兄弟のあらうひの櫓の貫木のごと

二十、し、二十人の口の徳によりて腹をあかし、うの口の唇の徳によりて自ら飽べ
 し、二、死生の舌の權能にあり、これを愛する者のうの果を食ん、三、妻
 を得るもの、美物を得るなり、且、エホバより恩寵をあたへらる、四、貧者
 の哀なる言をもて乞ひ、富人の厲しき答をなす、五、多の友をまうくる人
 の遂にうの身を亡す、但し兄弟よりまたのもしき知己もまたあり
第十九章 たゞしく歩むまづしき者のくちびるの悖れる愚ある者に愈る、
 二、心に思慮なければ善ならず、足にて急ぐもの、道にまよふ、三、人のおの
 れの痴によりて道につまづき、反て心にエホバを怨む、四、資財のおほく
 の友をあつむ、されど貧者のうの友に疎まる、五、虚偽の証人の罰をまぬ
 かれず、謊言をはくもの、避るることをえず、六、君に媚る者のおほし凡
 ろ人の贈物をあたふる者の友となるなり、七、貧者のうの兄弟すらも皆こ
 れをにくむ、況てうの友これに遠ざからざらんや言をさあちてこれを呼
 ども去てかへらざるなり、八、智慧を得る者のおのれの靈魂を愛す、聰明

九 をたもつ者の善福を得ん、九 虚偽証人の罰をまぬかれず、いづはり あかしびと せむ 謊言をばく者
 十 のはろぶべし、おろす 愚なる者の驕奢に居るの適當からず、おごり せいぜい 況て僕にして上に
 十一 在る者を治ることをや、あづかる 聰明の人に怒をまのべしむ、あき 過失を宥す人の
 十二 榮譽なり、はまれ 十二 王の怒の獅の吼るが如く、おこり うの恩典の草の上におく露のごと
 十三 し、おろ 十三 愚なる子の父の災禍なり、おろ 妻の相争うふの雨漏のたへぬにひ
 十四 どし、おろ 十四 家と資財との先祖より承嗣ぐもの、おろ 賢き妻のエホバより賜ふも
 十五 のなり、おろ 十五 懶惰の人を酷寐せしむ、おろ 懈怠人の飢べし、おろ 誠命を守るもの、おろ 自
 十六 己の靈魂を守るなり、おろ うの道をかろむるもの、おろ 死ぬべし、おろ 十七 貧者をあは
 十七 れむ者のエホバに貸すなり、おろ うの施濟のエホバ償ひたまへん、おろ 十八 望ある
 十八 間に汝の子を打て、おろ これを殺すところを起すなかれ、おろ 十九 怒ること烈し
 十九 き者の罰をうく、おろ 汝もしこれを救ふともまばく、おろ 然せざるを得じ、おろ 二十
 二十 さんぢ勤とさく訓をうけよ、おろ 然ばなんぢの終に智慧あらん、おろ 三人の心への
 二十一 多くの計畫あり、おろ されど惟エホバの旨のみ立べし、おろ 三人のよるこびの施

三 濟をするにあり、おろ 貧者の誑人に愈る、おろ 三三 エホバを畏るること人のをし
 三 生命にいたらしめ、おろ かつ恒に飽足て災禍に遇ざらしむ、おろ 三四 惰者のうの
 三 手を盤にいろくも之をうの口に擧ることをだにせず、おろ 三五 嘲笑者を打て、さ
 三 らば拙者も慎まん、おろ 哲者を謹めよ、おろ さらばかれ知識を得ん、おろ 三六 父を煩は
 三 し母を逐ふの羞報をきたらし、おろ 凌辱をまねく子なり、おろ 三七 わが子よ哲言を離
 三 れしむる教を聞くことを息よ、おろ 三 悪き証人の審判を嘲けり、おろ 悪者の口の
 三 悪を呑む、おろ 三九 審判の嘲笑者のために備へられ、おろ 鞭の愚なる者の背のため
 三 に備へらる

一 **第二十章** 酒の人をえて嘲らせ、おろ 濃酒の人をして騒がしむ、おろ 之に迷はざる
 二 者の無智なり、おろ 二 王の震怒の獅の吼るがごとし、おろ 彼を怒らす者の自
 三 己のいのちを害ふ、おろ 三 穩かに居て争うはざる人の榮譽なり、おろ すべて愚な
 四 る者の怒り争うふ、おろ 四 惰者の寒ければどて耕さずこの故に収穫のときに
 五 およびて求るとも得るところなし、おろ 五 人の心にある謀計の深き井の水の

六 ごとし然れど哲人のこれを汲出す、凡ろ人の各自おのれの善を誇る、されど誰か忠信なる者お遇し、七 身を正くして步履む義人の後の子孫に福祉あるべし、八 審判の位に坐する王の目の目をもてすべての悪を散らす、九 たれか我わが心をきよめ、わが罪を潔められたりといひ得るや、十 二種の權衡二種の斗量の等しくエホバに憎まる、十一 幼子といへどもうの動作によりておのれの根性の清きか或の正きかをあらわす、十二 聴とこのの耳と視るところの眼どのにもにエホバの造りたまへるものなり、十三 なんぢ睡眠を愛すること勿れ、恐らくは貧窮おいたらん、汝の眼をひらけ、然らば糧に飽べし、十四 買者のいふ悪し惡しと、然れど去て後のみづから誇る、十五 金もあり眞珠も多くわれを貴き器の知識のくちびるなり、十六 人の保証をなす者よりの先ろの衣をどれ、他人の保証をなす者をばかたくとらへよ、十七 欺むさとりし糧は人に甜し、されど後にの口の口に沙を充されん、十八 謀計の相議るによりて成る、戦はんとせば先よく議るべ

十九 し、ナルあるきめぐりて人の是非をいふ者の密事をもらさず、口唇をひらきてあるくものと交ること勿れ、二十 おのれの父母を罵るものろの燈火くらやみの中に消ゆべし、三初に俄に得たる産業はろの終さいはひならず、三三 われ惡に報いんと言ふこと勿れ、エホバを待て、彼なんぢを救はん、三三 二種の砵碼のエホバに憎まる、虚偽の權衡は善らず、三四 人の步履のエホバによる、人いかで自らろの道を明かにせんや、三五 漫に誓願をたつること其人の誓となる、誓願をたてるとちに考ふること亦然り、三六 賢と王の笑をもて簸ることよく惡人を散し、車輪をもて碾すことよく之を罰す、三七 人の靈魂のエホバの燈火にして人の心は輿を窺ふ、三八 王の仁慈と眞實をもて自らたもつ、ろの位もまた恩惠のおこなひによりて堅くなる、三九 少者の榮はろの力、おいたる者の美しき白髪なり、四十 傷つくまでに打たば惡きところきよまり、打る鞭の腹の底までもとほる

王の心のエホバの手の中にありて恰かも水の流れのごとし、

二 彼らの聖旨のまゝに之を導きたまふ、
 三 正義と公平を行ふの犠牲
 四 よりも愈りてエホバに悦ぶる、
 五 高ぶる目と驕る心との悪人の光にして
 六 罪のみ、
 七 勤めをたらく者の圖るところの遂にその身を豊裕ならし
 八 め、凡てさわがしく急ぐ者の貪乏をいたす、
 九 虚偽の舌をもて財を得る
 十 の吹はらはるる雲烟のごとし、之を求る者の死を求むるなり、
 十一 悪者の
 十二 残虐の自己を亡ぼす、これ義きを行ふことを好まざればなり、
 十三 罪人の
 十四 道の曲り、潔者の行爲の直し、
 十五 相争う夫婦と偕に室に居らんよりの屋
 十六 蓋の隅にをるのよし、
 十七 悪者の靈魂の悪をねがふ、
 十八 隣の彼にあはれ
 十九 み見られず、
 二十 二あざけるもの罰をうくれれば拙者の智慧を得、
 二十一 ちゑあるもの
 二十二 の教をうくれれば知識を得、
 二十三 義しき神の悪者の家のみどめて悪者を滅亡
 二十四 に投入れたまふ、
 二十五 耳を掩ひて貧者の呼ぶ聲をさかざる者のおのれ自ら
 二十六 呼ぶともまた聽れざるべし、
 二十七 潛なる饋物の忿恨をなだめ、
 二十八 懐中の賄賂

十五 烈しき瞋恚をやめんと、
 十六 公義を行ふことと正義の喜樂にして悪を行
 十七 ふもの敗壞なり、
 十八 十六さどりの道を離るる人の死
 十九 宴樂を好むもの貧人となり酒と膏とを好むもの富をいたさじ、
 二十 悪者の義者のあがなひとなり、
 二十一 悖れる者の直き者に代る、
 二十二 争ひ怒る
 二十三 婦と偕にをらんよりの荒野に居るのよし、
 二十四 三十智慧ある者の家への貴き寶
 二十五 と膏とあり、
 二十六 愚なる人の之を呑つくす、
 二十七 正義と憐憫とを追求むる者の
 二十八 生命と正義と尊貴とを得べし、
 二十九 三智慧ある者の強者の城にのぼりて、
 三十 の堅く頼むところを倒す、
 三十一 口と舌とを守る者の
 三十二 靈魂を守りて患難
 三十三 に遇せじ、
 三十四 二高ぶり驕る者を嘲笑者となづく、
 三十五 これ驕者を逞しくして行
 三十六 ふものなり、
 三十七 情者の情欲はおのれの身を殺す、
 三十八 是の手の背を背て働か
 三十九 せざればなり、
 四十 人の終日まきりに慾を圖る、
 四十一 されど義者の與へて吝ま
 四十二 ず、
 四十三 悪者の獻者の憎まる況て悪き事のために獻ぐる者をや、
 四十四 虚偽の
 四十五 証人は滅さる、
 四十六 然れを聽く人の恒にいふべし、
 四十七 二九悪人の
 四十八 の面を厚くし、

三十一 義者の道の謹む、三十二 エホバにむかひての智慧も明慧も謀略もなすと
 三十二 ころなし、三十三 戦闘の日のために馬を備ふされと勝初のエホバによる
 三十三 **箴言第廿二章** 嘉名の大なる富にまさり、恩寵の銀また金よりも佳し、二 富
 者ど貧者と偕に世にをる、凡て之を造りし者のエホバなり、三 賢者の災
 禍を見てみづから避け、拙者のすすみて罰をうく、四 謙遜とエホバを畏
 る事との報の富と尊貴と生命となり、五 悖れる者の途に荆棘と罟と
 あり、靈魂を守る者の遠くこれを離れん、六 子をの道に従ひて教へよ、
 然らうの老たる時も之を離れじ、七 富者の貧者を治め、借者の貸人の僕
 となる、八 悪を播くもの禍害を穢り、の怒の杖の廢るべし、九 人を
 見て悪む者のまた惠まる、此のの糧を貧者に與ふれべなり、十 嘲笑者
 を逐へ争論も亦さり且闘諍も恥辱もやむ、十一 心の潔さを愛する者のの
 口唇に憐憫をもてり、王の友とならん、十二 エホバの目の知識ある者を
 守る、彼の悖れる者の言を敗りたまふ、十三 惰者のいふ獅るとにあり、わ

十四 れ禍にて殺されんと、十四 妓婦の口の深き坑なり、エホバに憎まるる者こ
 十五 れに陥らん、十五 痴なること子の心の中に繋がる、徳治の鞭これを逐いだ
 十六 す、十六 貧者を虐げて自らを富さんとする者と富者に與ふる者との遂にか
 十七 ならず貧くなる、十七 汝の耳を傾けて智慧ある者の言をきく且なんぢの
 十八 心をわが知識に用ゐよ、十八 之を汝の腹にたもちて盡くなんぢの口唇にうな
 十九 いらえめべ樂しかるべし、十九 汝をしてエホバに倚頼せえめんが爲にわれ今
 二十 日これを汝に教ふ、二十 われ勸言と知識とをふくみたる勝れし言を汝のため
 二十一 に録しにわらずや、二十一 これ汝をして眞の言の確實なるを曉らしめ且な
 二十二 んぢを遣ひし者に眞の言を持歸らしめん爲なり、二十三 弱き者を弱がため
 二十三 に掠むることなかれ、艱難者を門にて壓つくること勿れ、三十四 エホバの
 二十四 の訴を糺し、且かれらを害なふもの生命をうこなん、三十五 怒る者と交
 二十五 ること勿れ、憤はる人とも往ことなかれ、三十六 恐らくの汝の道に效ひ
 二十六 てみづから罟に陥いらん、三十六 なんぢ人と手をうつ者となることなかれ、人

二七 負債の保証をなすこと勿れ、汝もし償ふべきものあらざれば、人なんぢの
 二八 下なる臥牀までも奪取ん、是豈よからんや、二八 なんぢの先祖がたてし古き
 二九 地界を移すこと勿れ、汝の業に巧なる人を見るか、斯る人の王の前に
 立ん、かならず賤者の前にたゞじ

一 第二十三言 なんぢ俟たる者どくもに坐して食ふとき、慎みて汝の前にあ
 二 る者の誰なるかを思へ、汝もし食を嗜む者ならば、汝の喉に刀をあてよ、三
 三 一の珍饈を食ひ食ふこと勿れ、これ迷惑の食物なればなり、四 富を得んと
 四 思煩らふこと勿れ、自己の明哲を恃むこと勿れ、五 なんぢ虚きに歸すべき
 五 者に目をとむるか、富いかならず自ら翅を生じて鷹のごとく天に飛さら
 六 ん、六 悪目をする者の糧をくらふことなく、一の珍饈をむさぼりねがふこ
 七 どなかれ、七 一の心の思ふおどくろの人となりも亦忘かれべなり、彼
 八 なんぢに食へ飲めといふといへど、一の心の汝に眞實ならず、六 汝つひに
 一の食へる物を吐出すにいたり、且一の出し懇懇の言もむなしくならん

十九 愚なる者の耳に語ること勿れ、彼なんぢが言の示す明哲を藐めん、十 古
 十一 地界を移すことなかれ、孤子の畑を侵すことなかれ、十一 一のかれが贖者
 十二 強し、必ず汝に對らひて之が訴をのべん、十二 一の汝の心を教に用ゐ、汝の耳
 十三 を知識の言に傾けよ、十三 一の子を懲すことを爲ざるなかれ、鞭をもて彼を打ど
 十四 も死ることあらじ、十四 一の鞭をもて彼をうたば、一の靈魂を陰府より救ふこ
 十五 どをえん、十五 一のわが子よもし汝のこころ智からば、我が心もまた歡び、十六 一の汝
 十七 の口唇たゞしき事をいひ、我が腎腸も喜ぶべし、十七 一のなんぢ心に罪人をう
 十八 らやむ勿れ、たゞ終日エホバを畏れよ、十八 一の必ず應報ありて、汝の望の廢
 十九 らざればなり、十九 一のわが子よ、汝さくして智慧をえ、かつ汝の心を道にかたぶ
 二十 けよ、二十 一の酒にふけり、肉をたしむものと交ること勿れ、二 一の酒にふける者
 二十一 ど肉を嗜む者とい貧くなり、睡眠を貪る者の敵れたる衣をきるにいた
 二十二 らん、三 一の汝を生る父にさけ、汝の老たる母を輕んずる勿れ、三 一の眞理を買これ
 二十三 を售るなかれ、智慧と誠命と知識とまた然あれ、二 一の義き者の父、大による

二五 こび、知慧ある子を生る者のこれがために樂しまん二五汝の父母を樂ませ、
 二六 汝を生る者を喜べせよ二六わが子よ汝の心を我にあたへ、汝の目にわが途
 二七 を樂しめ二七うれ妓婦の深き坑のおどく、淫婦の狭き井のごとし二八彼の盜
 二九 賊のごどく人を窺ひかつ世の人の中に悖れる者を増なり二九禍害ある者の
 三〇 誰ぞ、憂愁ある者の誰ぞ、争端をなす者の誰ぞ、煩慮ある者の誰ぞ、故
 三一 なくして傷をうくる者の誰ぞ、赤目ある者の誰ぞ三二是すなりち酒に夜を
 三二 ふかすもの、往て混和せたる酒を味ふる者なり三三酒のあかく、盃の中に
 三三 泡だち、滑かにくだる、汝これを見るなかれ三四是の終に蛇のごどく噛み、
 三五 蟻の如く刺すべし三五また汝の目の怪しきものを見なんぢの心の謊言をい
 三六 はん三六汝の海のなかに偃すものごどく帆桅の上三六に偃すものごとし三五
 三七 汝いはん人われを撃ども我いたまず、我を擣けども我おぼえず、我さめ
 三八 なばまた酒を求めんと
 三九 **箴言第廿四章** なんぢ悪き人を羨むことなかれ、又これと偕に居んことを願

二 ふなかれ二うの心の心に暴虐をはかり、うの口唇に人を害ふことをいへ
 三 ばなり三家の智慧によりて建られ、明哲によりて堅くせられ四また室の
 四 知識によりて各種の貴く美しき寶にて充されん五智慧ある者の強し、知
 五 識ある人の力をます六汝よ謀計をもて戦闘をなせ、勝利の議者の多き
 六 による七智慧の高くして愚なる者の及ぶところにあらず、愚なる者の門
 七 にて口を啓くことをえず八悪をなさんと謀る者を邪曲なる者と稱ふ九愚
 八 なる者の謀るところの罪なり、嘲笑者の人に憎まる十汝もし患難の日に
 九 氣を挫かば汝の力の弱し十一なんぢ死地に曳れゆく者を挫へ、滅亡による
 十 めきゆく者をすくはざる勿れ十二汝われら之を知らずといふとも心をはか
 十一 る者これを曉らざらんや、汝の靈魂をまもる者これを知らざらんや、彼
 十二 おのくの行爲によりて人に報ゆべし十三わが子よ蜜を食へ、是の美もの
 十三 なり、また蜂のすの滴瀝を食へ、是のなんぢの口に甘し十四智慧の汝の靈
 十四 魂におけるも是の如しと知れ、これを得べかならず報いありて汝の望す

十五 恐れよ 悪者よ 義者の家を窺ふことなかれ、
 十六 子の安居所を攻ること勿れ、
 十七 子の義者の七次たふることもまた起く、
 十八 されど悪者の禍災によりて亡ぶ、
 十九 汝の仇たふるるとき樂しむこと勿れ、
 二十 彼の亡ぶるときこそ喜ぶことなかれ、
 二十一 恐れよ エホバこれを見て悪しとしるの震怒を彼より離れ、
 二十二 汝を怒ることなかれ、
 二十三 邪曲なる者を羨むなかれ、
 二十四 汝を怒ることなかれ、
 二十五 邪曲なる者の燈火の滅されん、
 二十六 汝が子よ、
 二十七 エホバと王とを畏れよ、
 二十八 叛逆者に交ること勿れ、
 二十九 斯るものらの災禍の速におこる、
 三十 この兩者の滅亡いたれか知えんや、
 三十一 是等もまた智慧ある者の箴言なり、
 三十二 偏りて鞠するの善らず、
 三十三 罪人に告て汝の義しといふものを、
 三十四 衆人これを誑ひ諸民これを悪まん、
 三十五 これを譴る者の恩をえん、
 三十六 また福祉これにきたるべし、
 三十七 はどよまき應答をなす者の口唇に接吻するなり、
 三十八 外にて汝の工をどくのへ田圃にてこれを自己のためにするなへ、
 三十九 然るのち汝の家を建よ、
 四十 故なく汝の隣に敵して証することなかれ、
 四十一 汝なんぞ口唇をもて欺

二九 くべけんや、
 三十 彼の我に爲し、
 三十一 如く我も亦かれになすべし、
 三十二 われ人の爲し、
 三十三 ところに循ひてこれに報いんといふと勿れ、
 三十四 われ曾て情人の田圃と智慧なき人の葡萄園とを過ぎて見しに、
 三十五 荆棘あまねく生え、
 三十六 薊の地西を掩ひろの石垣くづれいたり、
 三十七 我これをみて心をどよめ、
 三十八 これを觀て教をえたり、
 三十九 汝はばらく臥し暫らく睡り手を又きて又まばらく休む、
 四十 さらば汝の貧窮の盜人のごとく、
 四十一 汝の缺乏の兵士の如ききたるべし、
 四十二 此等もまたソロモンの箴言なり、
 四十三 ユダの王ヒゼキヤに属せる人々これを輯めたり、
 四十四 二事を隠すの神の榮譽なり、
 四十五 事を窮むるの王の榮譽なり、
 四十六 天の高さと地の深さと王たる者の心との測るべからず、
 四十七 銀より渣滓を除け、
 四十八 さらば銀工の用るべき器いでん、
 四十九 王の前より悪者をのぞけ、
 五十 然るの位義によりて堅く立ん、
 五十一 王の前に自から高ぶることなかれ、
 五十二 貴人の場に立つことなかれ、
 五十三 なんぢが目に見る王の前にて下にさげらるるより、
 五十四 こゝに上れといはるること愈れり、
 五十五 汝かるくしく出て

九 争ふことなかれ、恐らくの終にいたりて汝の鄰に辱しめられん、その時な
 十 んぢ如何になさんとするか、九 なんぢ鄰と争ふことあらば只これと争へ、
 十一 人の密事を洩すなかれ、十 恐らくの聞者なんぢを卑しめん、汝うしられて
 十二 止ざらん、十一 機にかなひて語る言の銀の彫刻物に金の林檎を嵌たるが如し、
 十三 智慧をもて譴むる者の之をさく者の耳におけること、金の耳環と精金
 十四 の飾のごとし、十三 忠信なる使者の之を遣す者におけること、穡収の日に冷
 十五 かなる雪あるがごとし、能うの主の心を喜ばしむ、十四 おくりものすと偽
 十六 りて誇る人の雨なき雲風の如し、十五 怒を緩くすれば君も言を容る、柔か
 十七 なる舌の骨を折く、十六 なんぢ蜜を得るか、惟これを足る程に食へ、恐ら
 十八 くの食ひ過して之を吐出さん、十七 なんぢの足を鄰の家にえげくするなか
 十九 れ、恐らくの彼なんぢを厭ひ悪まん、十八 の鄰に敵して虚偽の証をたつ
 二十 人の斧刃またの利き箭のごとし、十九 艱難に遇ふとき忠實ならぬ者を頼む
 二十の悪き齒またの跛たる足を恃むがごとし、二十 心の傷める人の前に歌をう

二 たふの寒き日に衣をぬぐが如く、曹達のうへに酢を注ぐが如し、二 なん
 三 ぢの仇もし飢なべ之に糧をくらせせ、もし渴かべ之に水を飲ませよ、三 な
 四 んぢ斯するの火をこれが首に積むなり、エホバなんぢに報いたまふべし、
 五 北風の雨をおこし、かげごとをいふ舌の人の顔をいからす、二四 争ふ婦
 六 と偕に室に居らんより屋蓋の隅におけるの宜し、二五 遠き國よりきたる好き
 七 消息の渴きたる人における冷かなる水のごとし、二六 義者の悪者の前に服
 八 するの井の濁れるがごとく泉の汚れたるがごとし、二七 蜜をおほく食ふの
 九 善らず、人おのれの榮譽をもとむるの榮譽にあらす、二八 おのれの心を制
 十 へざる人の石垣なき壞れたる城のごとし
 十一 榮譽の愚なる者に適ざるの夏の時に雪ふり、穡収の時に雨
 十二 ふるがごとし、二 故なき詛の雀の翔り燕の飛ぶが如くにきたるものにあ
 十三 らす、三 馬の爲にの策あり、驢馬の爲にの銜あり、愚なる者の背のため
 十四 に杖あり、四 愚ある者の痴にえたがひて答ふること勿れ、恐らくのおの

五 けれども是と同じからん、五 愚なる者の痴にまたがひて之に答へよ恐らくの
 六 彼おのれの目に自らを智者と見ん、六 愚なる者に托して事を言おくる者
 七 のおのれの足をさり身に害をうく、七 跛者の足の用なし、愚なる者の口
 八 の箴もかくのごとし、八 榮譽を愚なる者に與るの石を投石索に繋ぐが如
 九 し、九 愚なる者の口にたもつ箴言の酔るもの、刺ある杖を手にて擧るが
 十 ごとし、十 愚なる者を備ひ、流浪者を備ふ者のすべての人を傷くる射者
 十一 の如し、十一 狗のかへり來りてうの吐たる物を食ふがごとく愚なる者の重ね
 十二 てうの痴なる事をおこなふ、十二 汝おのれの目に自らを智慧ある者とする人
 十三 を見るか、彼よりも却て愚なる人に望あり、十三 情者の途に獅あり、獨に
 十四 獅ありといふ、十四 戸の蝶紋によりて轉るごどく情者のうの牀に輾轉す、
 十五 情者のうの手を盤ひいるとも之をうの口に擧ることを厭ふ、十六 情者の
 十七 おのれの目に自らを、善く答ふる七人の者よりも智慧ありとなす、十七 路
 をよざり自己に關りなき争擾にたづさはる者の狗の耳をどらふる者のご

十八 且、十八 既あうの鄰を欺くことをなして我いたゞ戯れしのみといふ者の
 十九 火箭またの鎗またの死を擲つ狂人のごとし、十九 薪なければ火のさえ、人
 二十 の是非をいふ者なければ争端のやむ、二十 煨火の炭をつぎ火に薪をくふる
 二十一 がごどく争論を好む人の争論を起す、二十一 人の是非をいふもの、言いたは
 二十二 ぶれのごとしと雖もかへつて腹の奥に入る、二十二 温かき口唇をもちて悪き
 二十三 心あるの銀の滓をさせたる瓦片のごとし、二十三 恨むる者の口唇をもて自ら
 二十四 飾れども心の裏にの虚偽をいたく、二十三 彼の聲を和らかにするとも之を
 二十五 信するなかれ、うの心に七の憎むべき者あればなり、二十六 たゞと虚偽をも
 二十七 てうの恨をかくすともうの惡の會集の中に顯はる、二十七 坑を掘るもの、自
 二十八 ら之に陥らん、石を轉しあぐる者の上への石をさるびかへらん、二十八 虚
 二十九 偽の舌はおのれの害す者を憎み、諂ふ口の滅亡をきたらす
 三十 如何なるを知らざればなり、三十 汝おのれの口をもて自から讚ることなく、

一 惡者の逐ふ者なければも逃げ義者の獅子のごとくに勇まし、
 二 國の罪によりて侯伯多くなり、智くして知識ある人によりて國の長く
 保つ、三 弱者を虐ぐる貧人の糧をのこさるる暴走の雨のごとし、
 四 律法を棄るもの、
 五 惡人の義を覺らす、
 六 エホバを求る者は凡の事をささる、
 七 義しくわゆる貧者の曲
 れる路をあゆむ富者に愈る、
 八 律法を守る者の智子なり、
 九 放蕩なる者に
 交るもの、
 十 父を辱かしむ、
 十一 利息と高利とをもての財産を増すもの、
 十二 貧人をめぐる者のために之をたくとふるあり、
 十三 耳をうむけて律法を聞
 ざる者の、
 十四 祈すらも憎まる、
 十五 義者を惡き道に惑はす者のみづから自
 己の阱に陥らん、
 十六 されど質直なる者の福祉をつぐべし、
 十七 富者のおのれ
 の目に自らを智慧ある者となす、
 十八 されど聰明ある貧者の彼をはかり知る、
 十九 義者の喜ぶときの大なる榮あり、
 二十 惡者の起るとき、
 二十一 民身を匿す、
 二十二 罪を隠すもの、
 二十三 榮ゆることなし、
 二十四 されど認めらして之を離るる者の憐

一 憫をうけん、
 二 恒に畏るる人の幸福なり、
 三 心の心を剛愎にする者の災福
 に陥るべし、
 四 貧しき民を治むるあしき侯伯の吼る獅子あるひに飢たる
 熊のごとし、
 五 智からざる君のおほく暴虐をおこなふ、
 六 不義の利を惡む
 者の選齡をうべし、
 七 人を殺しての血を心に負ふ者の墓に奔るなり、
 八 人これを阻むること勿れ、
 九 義く行む者の救をえ、
 十 曲れる路に行む者の
 直に跌れん、
 十一 おのれの田地を耕す者の糧にあき、
 十二 放蕩なる者に從ふも
 のの貧乏に飽く、
 十三 忠信なる人のおほくの幸福をえ、
 十四 速かに富を得んと
 する者の罪を免れず、
 十五 三人を偏視るのよからず、
 十六 人のたゞ一片のパンの
 ために愆を犯すあり、
 十七 惡目をもつ者の財をえんとて急がはしく、
 十八 却て
 貧窮のおのれに来るを知らず、
 十九 三人を譴むる者の舌をもて諂ふ者よりも
 大ある感謝をうく、
 二十 父母の物を竊みて罪ならずといふ者の滅す者の友
 なり、
 二十一 心に貪る者の争端を起しエホバに倚頼むもの、
 二十二 豊饒にあるべし、
 二十三 おのれの心を恃む者の愚あり、
 二十四 智慧をもて行む者の救をえん、
 二十五 貧者

二八 に調すもの乏しからず、うの目を掩ふ者の詛を受ること多し、二九 悪者の起るとき人匿れ、うの滅るとき義者ます
 一 義者ませば民よるこび、悪きもの權を掌らば民かな
 二 粹然に滅されん、三 智慧を愛する人の父を悦ばせ妓婦に交る者のうの財産を費
 三 しむ、四 王の公義をもて國を堅うす、されど租税を征取る者のこれを滅ば
 四 す、五 うの隣に詔らふ者のかれの脚の前に羅を張る、六 悪き人の罪の中
 五 への罾あり、然と義者の歡び樂しむ、七 義きもの貧きもの訟をかへ
 六 りみる、然と悪人の之を知ること願はず、八 嘲笑人の城邑を擄し、智
 七 慧ある者の怒をえづむ、九 智慧ある人おろかある人と争へば或の怒り或
 八 の笑ひて休むことなし、十 血をながす人の直き人を惡む、されど義き者
 九 の生命を救はんことを求む、十一 愚なる者の怒をことごとく露は
 十 し、智慧ある者の之を心に藏む、十二 君王もし虚偽の言を聽ばうの臣みな

十三 惡し、十三 貧者と苛酷者と偕に世にをる、エホバの彼等の目に光をあたへ
 十四 たまふ、十四 眞實をもて弱者を審判する王のうの位つねに堅く立つべし、
 十五 鞭と譴責との智慧をあたふ、任意になしおかれたる子の母を辱し
 十六 び、十六 悪きもの多ければ罪も亦おほし、義者の彼等の傾覆をみん〇十七 な
 十七 んちの子を懲せ、さらば彼なんちを安からしめ、又なんちの心に喜樂を
 十八 與へん、十八 黙示なければ民の放肆にす、律法を守るもの福ひなり、十九
 十九 僕の言をもて譴むるとも改めず、彼の知とも従はざればなり、二十 なんち
 二十 言を謹まざる人を見しや、彼よりの却て愚なる者に望あり、二十一 僕をうの
 二十一 幼き時より柔かに育てなば終に子の如くならしめん、三 怒る人の争
 二十二 端を起し、憤はる人の罪おほし、三 人の傲慢のおのれを卑くし、心に謙
 二十三 たる者の榮譽を得、四 盗人に黨する者のおのれの靈魂を惡むなり、彼の
 二十四 誓を聽けども説述す、三五 人を畏るれば罾におちいる、エホバをたのむ者
 二十五 の護られん、二六 君の慈悲を求る者のおほし、然れど人の事を定むるの

二七 ホバによる、二七 不義をなす人の義者の惡むところ、義くあゆむ人の惡者の惡むところなり

一 **第三十章** ヤケの子アグルの語なる箴言、かれイテエルにむかひて之をい

二 へり、即ちイテエルとウカルどにいへる所のものなり、二 我の人よりも

三 愚なり、我に人の聰明あらず 三 我いまだ智慧をならひ得ず、またいま

四 だ至聖ものを曉ることをえず 四 天に昇りまた降りし者の誰か風を手の掌

五 中に聚めし者の誰か水を衣につくみし者の誰か、地のすべての限界を定

六 めし者の誰か、その名の何ぞ、その子の名の何ぞ、汝これを知るや 〇 五

七 神の言のみな潔よし、神の彼を頼むもの盾なり、六 汝の言に加ふる

八 こと勿れ、恐くは彼なんぢをせめ、又なんぢを語る者となしたまはん 〇

九 七 われ二の事をあんぢに求めたり、我が死ざる先にこれをたまへ 八 即ち

十 虚假と虚言とを我より離れしめ、我を去て貧からえめすまた富しめす惟

十一 なくてならぬ糧をあたへ給へ 九 我あきて神を知らずといひエホバの誰

十二 なりやといはんことを恐れ、また貧くして竊盜をなし我が神の名を汚さ

十三 んことを恐るればなり 〇 十 なんぢ僕をその主に讒ることなかれ、恐くは

十四 彼なんぢを誣ひてなんぢ罪せられん 〇 十一 の父を誣ひるの母を祝せざる

十五 世類あり 十二 おのれの目に自からを潔者となして尙るの汚穢を滌はれざる

十六 世類あり 十三 また一の世類あり、嗚呼その眼のいかに高きや、その眼の

十七 昂れり 十四 の齒の劍のごとく、その牙の刃のごとき世類あり、彼等の貧

十八 き者を地より呑み、窮乏者を人の中より食ふ、〇 十五 姪に二人の女あり、

十九 與へよくと呼はる、飽ことを知るもの三あり、否な四あり皆たれり

二十 といはず 十六 即ち陰府姪まざる胎、水に満されざる地、足りといはざる火

二十一 これなり、〇 十七 おのれの父を嘲り母に従ふことをいやしとする眼の谷の

二十二 鴉これを抜いだし、鷲の雛これを食はん 〇 十八 わが奇とするもの三あり、

二十三 否な四あり共にわが識ざる者なり 十九 即ち空にとぶ鷲の路、磐の上にはふ

二十四 蛇の路、海にはしる舟の路、男の女にあふの路これなり 二十 淫婦の途も亦

十六 用の分ぶんをあたふ十六 田畝たはたをはかりて之これを買かひろの手の操作はたらきをもて葡萄園ぶどうをたけを
 植うゑる力ちからをもて腰こしに帯おびし、ろの手てを強つよくす十八 彼かれのろの利潤りやくの益えきあるを知し
 十九 ろの燈火とうしの終夜よるすからさえず十九 かれ手てを紡線車いとぐるまにのべ、ろの指ゆびに紡錘つむぎをとり
 二十 手てを貧者まづしきものにのべ、手てを困苦者なやめるものに舒のぶ三 彼かれの家人いへものの爲ために雪ゆきをおろれず、
 二十一 蓋おほろの家人いへものみな蕃紅くれないの衣ころもをきれなり三 彼かれのおのれの爲ために美うるはまき梅子あまのこを
 二十二 つくり、細布ほそぬのと紫むらさきをもてろの衣ころもとせり三 ろの夫おつとのろの地の長老としよりども
 二十三 邑まちの門もんに坐まするによりて人ひとに知しるゝなり二 彼かれの細布ほそぬのの衣ころもを製つくりてこれ
 二十四 ろり、帯おびをつくりて商賈あきうらひにあたふ三 彼かれの筋力ぢからと尊貴たんときとを衣ころもとし且かつのちの
 二十五 日ひを笑わらふ二 彼かれの口くちを啓ひらきて智慧ちえをのぶ、仁愛いつくしみの教誨をしへろの舌したにあり二 かれ
 二十六 ろの家の事いへことを鑿かんがみ怠惰おこたひの糧かてを食くらはず二 ろの衆子こらの起たちて彼かれを祝あぐ、ろの
 二十七 夫おつとも彼かれを讚ほめていふ二 賢かしこく事をなす女子むすめの多おほけれども汝なんぢのすべての女子むすめに
 二十八 愈よれり三 艶麗つややかのいつはりなり、美色うつくしきの呼吸いきのごとし、惟ただエホバエホバを畏おそるゝ
 二十九 女をんなの譽ほめられん三 ろの手ての操作はたらきの果みをこれにあたへ、ろの行爲わざによりてこ

れを邑の門にはめよ

箴言終

明治三十四年六月十五日印刷
明治三十四年六月十八日發行

神奈川縣橫濱市山手町九番地
英國人

發行者 エフ、パーロツト

神奈川縣橫濱市根岸町三千五百六十五番地

印刷者 半田研吉

神奈川縣橫濱市山下町六十番地

發行所 聖書館

神奈川縣橫濱市山下町八十一番地

印刷所 福音印刷合資會社

